

専決処分の不承認に伴う措置について（専決処分の承認を求めることについて  
（大山町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例））

大山町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の専決処分及び不承認とその後の措置等について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 4 項の規定に基づき、以下のとおり説明し、報告いたします。

平成 30 年 8 月 10 日

大山町長 竹 口 大 紀

#### 1 専決処分の経緯と不承認について

大山町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（以下「本条例」という。）は、大山町定例教育委員会による審議承認が必要であったため、議会を招集する時間的余裕がないと判断し、平成 30 年 6 月 29 日に地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、本条例の専決処分を行いました。

（専決処分に至った理由）

6 月議会において、機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、子ども対策をこども課に集約する内容を含め、6 月 20 日に承認をいただいたところ です。

その後、本条例案は 6 月 25 日大山町定例教育委員会により審議承認されました。7 月 1 日の機構改革に伴う条例改正であり、6 月末までに議会を招集し、議会の承認を得る必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がないと判断し、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、本条例の専決処分をする必要が生じました。

（専決処分の内容）

- |          |  |
|----------|--|
| ◆専決処分の件名 | 大山町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例                           |
| ◆専決処分の内容 | 7 月 1 日の機構改革に伴い、子ども・子育て会議の主管課を幼児・学校教育課からこども課へ改正する。 |

専決処分に伴い、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、町長は専決処分について次の議会に報告し、承認を求めなければならないことから、平成 30 年 7 月 30 日開催の平成 30 年第 7 回大山町議会臨時会に承認を求めましたが、不承認となりました。

## 2 専決処分の「不承認」に伴う措置について

地方自治法第179条第4項の規定により、条例の改正に関する専決処分を求める議案が否決されたときは普通地方公共団の長は、速やかにその専決処分に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならないとされています。

「必要と認める措置」として、専決処分を行った経緯や専決処分の内容及び専決処分が不承認となったこと等について、町民の皆さまにご説明し、この旨を議会にご報告させていただく次第です。なお、今回行います必要な措置の具体的内容としましては、町長が町民の皆さまに対して、公告や本町ホームページ、町報を通じて説明し、報告を行うものです。

## 3 改善に向けた取組み等について

専決処分の行為が生じた背景には、「機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の議会提案が遅くなり施行日までに時間的余裕がなかったことが要因として挙げられます。今後は、早期に条例制定議案を議会に上程するよう努めてまいります。

また、議会招集する時間的余裕がなくても、今回の議会の意向を尊重し、臨時会を開催していただくよう要請したいと思います。

## 4 結びに

最後になりますが、今回の提案議案の不承認について、提案者である町長としてこの結果を大変重く受け止め町民の皆さまに心よりお詫び申し上げます。

今後は、当該責務を踏まえ、適切に執行して参りますので、引き続き町政運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。